6 中継器

省令第23条第9項の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

- ア 省令第23条第9項第2号に規定する「防火上有効な措置を講じた箇所」とは、アナログ式中継器で感知器上部に取り付けられるもの、遠隔試験機能を有する中継器及び無線式中継器を除き、不燃材料の壁又は床で区画し、かつ、開口部を防火設備とした場所に設けることをいう。● ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
- イ 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有されている 場所に設けること。
- ウ 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けること。
- エ 振動が激しい場所、腐食性ガスの発生する場所又は機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。
- オ 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けないこと。
- カ 裸火等を用いる火を使用する設備から5m以内の位置に設けないこと。 ただし、熱による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。

(2) 機器

雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあっては、防水型、防滴型その他適当な防護措置を施すこと。

- (3) 常用電源(受信機から電源の供給を受けない中継器に限る。)
 - ア 交流低圧屋内幹線

前4(3)アを準用するほか、次によること。

- (ア) 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。
- (4) 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ 蓄電池

蓄電池を用いる場合は、前4(3)イを準用すること。

- ウ 省令第24条第3号ロに規定する「電源の開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示」とは、開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備の中継器専用である旨の赤色の表示を付すことであること。●
- (4) 非常電源(受信機から電源の供給を受けない中継器に限る。)非常電源は、前4(4)を準用すること。
- (5) 予備電源(受信機から電源の供給を受けない中継器に限る。)

中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 18 号)第3条第3項第3号に規定する予備電源は、前4(5)を準用すること。

7 発信機

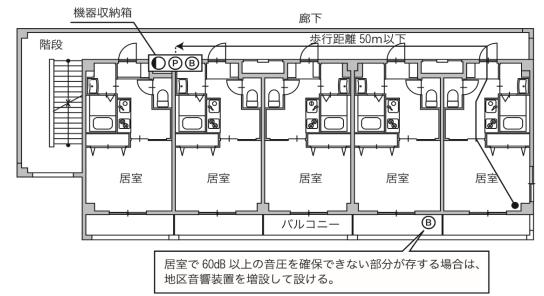
発信機は、省令第24条第8号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 出入口若しくは階段の出入口の付近又は廊下若しくは通路の多数の者の目にふれやすい場所で、 かつ、操作の容易な場所に設けること。▲

この場合、発信機を機器収容箱(表示灯、地区音響装置及び発信機を一の鋼板製の箱に収容するものをいう。)に設けることにより、各部分において、原則として65dB(居室にあっては、

60dB) 以上の音圧を確保できない部分が存する場合は、地区音響装置を増設して設けること。▲ (第 10-149 図参照)



第10-149図

イ 操作上支障となる障害物がないこと。

なお、発信機を視認に影響がなく、容易に開放し操作ができるアクリル製力バー等は操作障害とは扱わない。▲

また、福祉施設等で利用者のいたずら防止を目的に発信機部分を視認できないように覆うことは、従業員に発信機の設置位置及び操作上の注意等の周知を徹底することで令32条を適用して操作の支障とは扱わないことができる。

ウ 50 ㎡以下の小規模な階(特定1階段等防火対象物は除く。)で上階及び下階又はそのいずれか の階の発信機までの歩行距離が25m以下である場合は、当該階の発信機を省略することができる。

(2) 機器

- ア 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防爆型、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。
- (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
- (4) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
- (ウ) 開放型の廊下又は通路で雨水等が浸入するおそれのある場所 (屋外型発信機を設ける場所を除く。)
- イ 消火設備、警報設備その他の設備と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動 火災報知設備の機能に障害を与えないこと。
- ウ 省令第24条第8号の2ハに規定する表示灯は、常時点灯とすること。
- なお、赤色の灯火の有効投影面積は、直径 60 mm以上又はこれに相当する面積以上とすること。▲
- エ 発信機に係る表示灯には、非常電源を要さないものであること。

オ P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができるものであること。

8 地区音響装置

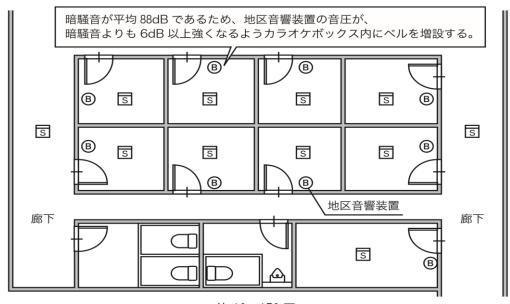
地区音響装置は、省令第24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置場所
 - ア 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。
 - イ 障害を受けるおそれのある場所には設けないこと。
 - ウ 省令第24条第5号イロ及び第5号の2イロに規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」に設ける地区音響装置は、次によること。
 - (7) 「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が 聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。 ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置の音を容易に聞き 取ることができる場合は対象とはならないこと。
 - a ダンスホール、ディスコ、ライブハウス(コンサートホールも含む。)等で室内の音響が 大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所
 - b カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りに くい場所
 - (4) 「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で 65dB 以上の音圧があることをいうものであること。 ●

ただし、暗騒音が 65dB 以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれと同等以上の効果のある 措置を講ずる必要があること。

- a 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されていること。(第 10 150 図参照)
- b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

(カラオケボックスの例)



第 10 - 150 図

- エ 前ウ(イ)ただし書き中「これと同等以上の効果のある措置」としては、当該場所の状況に 応じ、次のような措置を組み合わせることにより対応する必要があること。 ▲ (オ及びキにおいて同じ。)
 - (ア) 常時人がいる場所に受信機又は副受信機(表示装置)を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置の音以外の音が手動で停止できる。
 - (4) 地区音響装置の警報音について、聞き取りやすい音色を選択する。
 - (ウ) 従業員によるマイク放送(音圧は前ウイの例による。)及び携帯用拡声器を用いた迅速な 避難誘導を実施する。
 - (エ) 音以外の手段により、補完的に火災を報知する。
- オ 省令第24条第5号イハ及び第5号の2イハに規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次のいずれかによること。●

なお、個室(これに類する施設を含む。)の密閉性が高い場合、挿入型のもの等で遮音性能の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあっては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認すること。

- (ア) 任意の場所で 65dB 以上の音圧が確保されていること。
- (4) 暗騒音 (ヘッドホン等から流れる音を含む。)が 65dB 以上ある場合は、次のいずれかの 措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。
 - a 個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大 音圧よりも6dB以上強くなるよう確保されていること。
 - b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減 し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機(表示装置)を設置することによ り、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるもので あること。
- カ 前才(イ)中「これと同等以上の効果のある措置」としては、音響機器自体において一定以上 音圧が上がらないよう制限されている場合又は利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底 がなされている場合が考えられること。▲ (第10-151 図参照)

(説明文による注意喚起の例)

(拡大図)

ヘッドホンご使用の際、大きい音で長時間聞くと、 聴力低下のおそれがあるのでご注意下さい。 また、非常時において警報音が聞こえにくくなりますので 併せてご注意下さい。 (当店では音量レベルを最大『40dB』に設定しています。)

第10-151図

- キ パチンコ店、ゲームセンターその他大音響装置を設ける場所においても、当該場所において他の 警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう、次により措置されていること。▲
- (ア) 任意の場所で 65dB 以上の音圧が確保されていること。
- (4) 暗騒音(店内BGM又はパチンコ台による音響)が65dB以上ある場合は、次のいずれかの 措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。
 - a 地区音響装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されて いること。
 - b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、 又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機(表示装置)を設置することにより、警報 装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。
- ク 防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称 音圧の高いものを使用するなど各部分において、原則として 65dB (居室にあっては、60dB) 以 上の音圧を確保できるよう設けること。▲
- ケ 防火対象物の屋上又はテラスを、観覧、遊技、飲食その他これらに類する目的のために継続的 に使用する場合は、当該部分に地区音響装置を設けること。▲
- コ 50 ㎡以下の小規模な階 (特定 1 階段等防火対象物は除く。) で上階及び下階又はそのいずれか の階の音響装置により有効に報知することができる場合は、当該階の音響装置を省略することが できる。

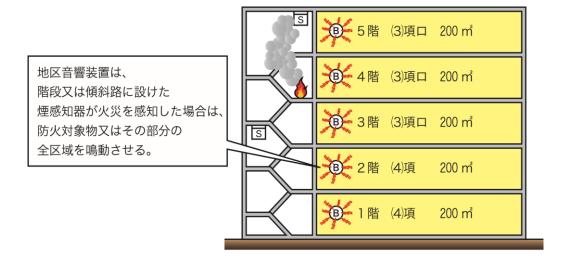
(2) 機器

- ア 地区音響装置は、地区音響装置の基準(平成9年消防庁告示第9号)に適合するもの又は認定 品のものとすること。●
- イ 地区音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音等と明らかに区別して聞き取ることができるものであること。
- ウ 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあっては、防爆構造のものであること。
- エ 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあっては、防雨型のものであること。

(3) 鳴動方式

ア 一斉鳴動方式

省令第24条第5号ロの規定にかかわらず、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。● (第10-152図参照)

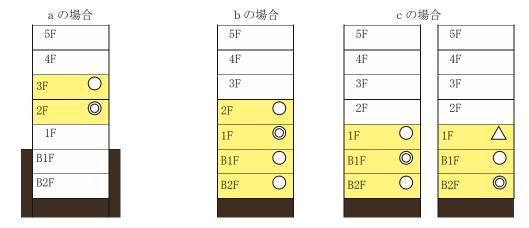


第 10 - 152 図

イ 区分鳴動方式

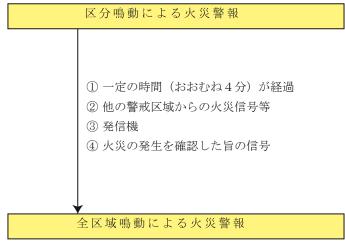
省令第24条第5号ハ及び第5号の2口に規定する区分鳴動方式は、次によること。

- (ア) 第1報の感知器が鳴動した場合は、次に示す鳴動方式とすること。(第10-153図参照)
 - a 出火階が、2階以上の階の場合にあっては出火階及びその直上階
 - b 出火階が、1階の場合にあっては出火階、その直上階及び地階
 - c 出火階が、地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階並びに1階●

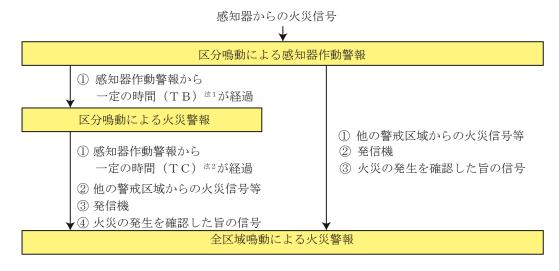


- (注) ◎印は出火階を示す。
 - ○印は同時鳴動階を示す。
 - \triangle 印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。 第 10-153 図
 - (4) 省令第24条第5号ハ及び第5号の2口に規定する「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模及び設備の状況並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね4分とし、最大でも10分以内とすること。●
 - (ウ) 省令第24条第5号ハ及び第5号の2口に規定する「新たな火災信号」とは、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号(火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。)、発信機からの火災信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当するものであること。(第10-154図参照)

(その1)音響により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例



(その2) 音声により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例



(注) 1 一定の時間 (TB) が経過: 感知器作動警報から火災警報までの時間 2 一定の時間 (TC) が経過: 区分鳴動から全区域鳴動までの時間

第10-154図

ウ 省令第 24 条第 5 号に規定により、放送設備を省令第 25 条の 2 に定めるところにより設置した場合、地区音響装置を設けないことができることとされているが、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、地区音響装置が鳴動中に非常放送する場合、放送設備のマイクスイッチを入れると受信機の地区音響装置停止用リレーの作動により地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ると再び地区音響装置が鳴動するものであること。▲

次に掲げる防火対象物のうち、受信機の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は一の受信機で管理区分が異なる部分を警戒する場合(例 複数の障害者グループホーム)には、副受信機(表示装置)を設けること。▲

- (1) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物
- (3) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (4) 政令別表第1(16)項イ(前アからウまでに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物

10 配線

配線は、省令第24条第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 電線の種類

電線(耐火又は耐熱配線を必要とするものを除く。)の種類及び太さは、表 10-9表によるこ

と。▲

ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引っ張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

(2) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。(第10-155図参照)

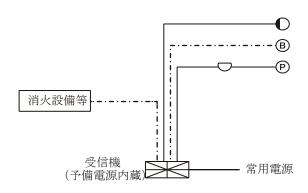
ア 耐火配線

非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から受信機又は中継器までの配線

イ 耐熱配線

- (7) 受信機から地区音響装置までの配線
- (イ) R型受信機及びGR型受信機に接続される固有の信号を有する感知器及び中継器から受信機 までの配線
- (ウ) 受信機から発信機の直近の箇所に設ける表示灯までの配線 (P型発信機から消火設備を起動できるものに限る。)
- (エ) 受信機の移報用端子又は移報用装置から火災通報装置、誘導灯の信号装置、警備保障会社等の防災通報受信装置その他の消火設備等までの配線▲

(P型受信機を用いるもの)

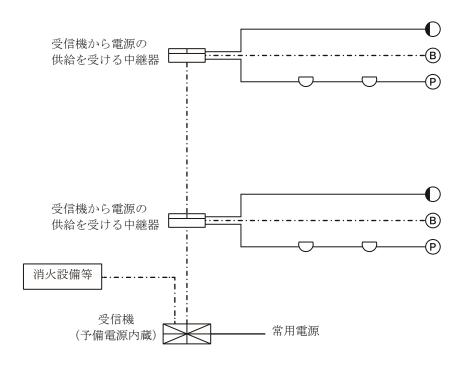


凡例

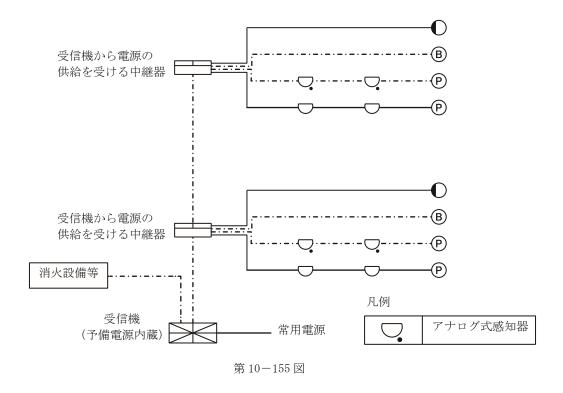
, -, ,	
	耐熱配線
	一般配線

	表示灯		
B	地区音響装置		
P	P型発信機		
D	感知器		

(R型受信機を用いるもの)



(アナログ式受信機を用いるもの)



(3) 工事方法

省令第24条第1号に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月通商産業省令第52号)等をいうものであること。

表 10-9表

	電線の種類			
工事の種類	規格番号	名称	記号	電線の太さ
屋内配線に使用する電線	JIS C3306	ビニルコード		断面積 0.75 mi以上
	JIS C3307	600 Vビニル絶縁電線	ΙV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C3342	600 Vビニル絶縁ビニルシー スケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 3416	600 V耐燃性ポリエチレン絶 縁電線	EM-IE	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 3417	600 V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM-IC	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 4418	600 V耐燃性ポリエチレンシ ースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径 1.0 mm以上
屋側又は屋外配線に使用する 電線	JIS C3307	600 Vビニル絶縁電線	ΙV	導体直径 1.0 mm以上
	JIS C3342	600 Vビニル絶縁ビニルシー スケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 3416	600 V耐燃性ポリエチレン絶 縁電線	EM-IE	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 3417	600 V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM-IC	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 4418	600 V耐燃性ポリエチレンシ ースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径 1.0 mm以上
架空配線に使用する電線	JIS C3307	600 Vビニル絶縁電線	IV	導体直径 2.0 mm以上 の硬銅線 注1
	JIS C3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径 2.0 mm以上
	JIS C3342	600 Vビニル絶縁ビニルシー スケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 4418	600 V耐燃性ポリエチレンシ ースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径 1.0 mm以上
地中配線に使用する電線 -	JIS C3342	600 Vビニル絶縁ビニルシー スケーブル	VV	導体直径 1.0 mm以上
	JCS 4418	600 V耐燃性ポリエチレンシ ースケーブル	EM-EE EM-CE	導体直径 1.0 mm以上
使用電圧 60 V以下の配線に 使用する電線 注2	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケー ブル	AE EM-AE	導体直径 0.5 mm以上

備考 「JCS」とは、日本電線工業会規格をいう。

- (注)1 径間が 10 m以下の場合は、導体直径 2.0 mm以上の軟銅線とすることができる。
 - 2 使用電圧 60 V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さの欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

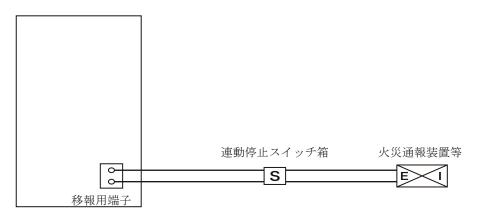
11 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置又は警備会社等の防災通報受信装置(以下この項において「火災通報装置等」とい

- う。)と自動火災報知設備との接続方法は、次によること。▲
- (1) 接続要領等
 - ア 移報用装置(自動火災報知設備の受信機の移報用端子が既に使用されている場合であって、火 災通報装置、誘導灯の信号装置、警備保障会社等の防災通報受信装置その他の消防用設備等又は 防災設備等に移報するために、受信機の外部に新たな移報用端子として設けるものをいう。以下 この項において同じ。)は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。
 - イ 連動停止スイッチ箱(自動火災報知設備と火災通報装置等との間に接続され、自動火災報知設備からの火災信号等を停止する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。)は、受信機又は火災通報装置等の直近で点検が容易な位置に設けること。
 - ウ 移報用装置又は連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知設備の機能に支障をき たさないこと。
 - エ 移報用装置又は連動停止スイッチ箱の電源は、停電時出力できる端子から供給されるものであること。

なお、当該電源の供給を受信機の停電時出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備 の作動に支障のない容量を有していること。

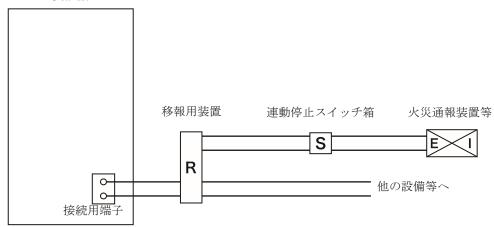
- オ 受信機に移報用装置及び連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。
- カ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを 明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。
- キ 火災通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか、若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。
- (2) 自動火災報知設備の受信機との接続方法等
 - ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合(第10-156図参照)



(注) 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨を表示すること。

イ 受信機に移報端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合(第 10-157 図参照)



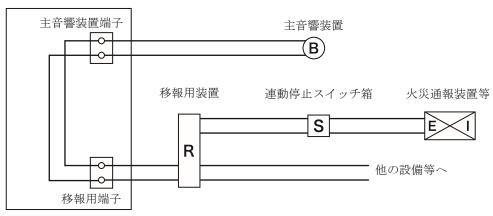


- (注) 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
 - 2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第10-157図

ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合(第10-158図参照)

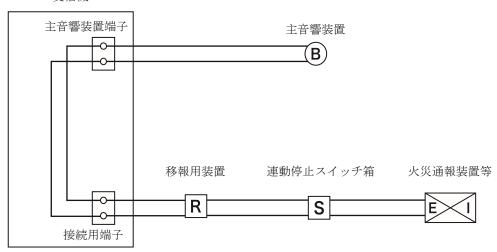
受信機



- (注) 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
 - 2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
 - 3 主音響停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
 - 4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置 を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

エ 受信機に移報用端子が設けられていない場合(第10-159図参照)

受信機



- (注) 1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
 - 2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
 - 3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置 を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第10-159図

- (3) 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいこと。 なお、既設の受信機にウの蓄積付加装置を設置する場合は、12 蓄積付加装置によること。
 - ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
 - イ 二信号式の受信機の設置
 - ウ 蓄積付加装置の設置
 - エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置
- (4) 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について防火対象物の関係者に周知すること。
 - ア 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取り扱いについて習熟させておく必要があること。
 - イ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
 - ウ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動 火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
 - エ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

12 蓄積付加装置

受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機 に付加する装置(以下「蓄積付加装置」という。)は、次によること。▲

(1) 蓄積付加装置の機能等は、次によること。

なお、受託評価品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。

- ア 受信機が検出した火災信号を火災信号として確定するまでの間、当該信号を蓄積し、かつ、火 災信号としての確定の判断機能を有するものであること。
- イ 火災信号を蓄積できる時間は5秒を超え60秒以内であること。
- ウ 受信機からの火災信号を検出した後、火災信号として確定するまでの間は、地区音響装置が作動しないよう受信機との間に機能的に連携がとられているものであること。
- エ 発信機からの火災信号を検出したときは、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。
- オ 受信機からの火災信号を検出したときは、当該信号の検出を自動的に表示できるものであること。この場合において、火災信号の検出の表示を受信機にすることができる。
- カ 蓄積付加装置には、その見やすい箇所に蓄積付加装置である旨の表示をするほか、次に掲げる 事項を表示すること。

ただし、蓄積付加装置を受信機内部に取り付ける場合は、当該受信機の見やすい箇所に表示することができる。

- (ア) 型式番号
- (イ) 製造年及び製造番号
- (ウ) 製造業者名
- (エ) 公称蓄積時間
- (オ) 蓄積付加装置適応受信機の型式番号
- (2) 蓄積付加装置の留意事項は、次によること。
 - ア 現在設置されている自動火災報知設備の受信機であって、蓄積付加装置を取り付けることに より非火災報防止機能を備えることが可能なもので、かつ、その必要があると認められるものに ついては、その機能の改善について指導することが望ましいこと。
 - イ 蓄積付加装置の取付工事は、甲種消防設備士でなければ行えないものであるが、この工事を 行う場合は、当該自動火災報知設備について精通した知識を有する者が行うことが必要であるの で、当該受信機の製造業者に関係する甲種消防設備士に行わせること。
 - ウ 蓄積付加装置のうち、受信機外部に取り付けるものは、受信機の直近に設置させること。

13 総合操作盤

省令第24条第9号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。